

# 高知県教育委員会 会議録

令和8年3月臨時委員会

場所：教育委員室

## (1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和8年3月17日(火) 9:00

閉会 令和8年3月17日(火) 10:50

## (2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	今城 純子
	教育委員	池 康晴
	教育委員	小田 通
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦 (付議第4号を除く)

## (3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	濱川 智明
〃	教育次長	蛭子 穰 (付議第4号を除く)
〃	教育政策課長	三木 直樹
〃	小中学校課長	高橋 励 (付議第3号のみ)
〃	高等学校課長	麻植 隆久 (付議第3号のみ)
〃	生涯学習課長	竹村 邦敬 (付議第2号のみ)
〃	教育センター所長	森岡 修身 (付議第1号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	山本 茂 (付議第4号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	大前 拓也
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	前原 尚太 (会議録作成) ※付議第4号を除く
〃	教育政策課企画調整担当チーフ	伊尾木貴晴 (会議録作成) ※付議第4号のみ
〃	教育政策課主幹	阿部 純子 (会議録作成) ※付議第4号のみ
〃	教育政策課主査	小松 名奈 (会議録作成) ※付議第3号及び第4号を除く

## (4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

### 【冒頭】

教育長	3月臨時委員会を開催する。
教育次長	(提案説明)
教育長	付議第3号及び第4号は人事に関する議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第3号及び第4号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

弥勒委員	児童生徒への指導が不適切というようなことや、それが研修によって改善されたということについて、何らかの判定基準があるのか。
事務局	指導を要する教職員として認定をするに当たって、服務監督をするものである市町村立学校であれば市町村の教育委員会、県立学校であれば県立学校の校長から、各学校における指導を見ていく中で課題を要する教職員についての報告書が提出されることになっている。教職員に対して、まずは在籍校において校内研修を実施して、校内研修に係る結果の報告を受けて、県の教育委員会において、指導改善研修が必要かどうかを認定することになる。今回の改正箇所ではないが、例えば、規則の中に示している課題にどのようなものがあるのかについて言うと、教科に関する専門的知識や技術が不足していて、児童生徒に対する学習指導が適切に行えないであったり、児童生徒の心を理解する能力や意欲が欠けており、学級経営や生活指導を適切に行うことができないというような課題がある教員を、指導や改善が必要な教員に認定すると規則上定めている。これらに該当する方に対して、プロセスを踏んだ上で、最終的には県の方で、教職員資質指導力審査会という有識者を交えた審査会を開催して、該当教員に対して指導改善研修が必要かどうか判断するという形になる。
弥勒委員	そういった意味では審査会のメンバーも、判断に困らないように、専門知識や、生徒への指導方法、あるいは生徒への共感力というような判定基準がいくつかあるということなのだろう。生徒からや場合によっては親からクレームがくるという話もよく聞くが、そのようなことも判断を左右する要因にはなりうるのか。
事務局	千差万別であるので、なかなか一概には言いにくいですが、先ほど申し上げた課題の中で一番大きいのは児童生徒に対する指導ということになってくるので、その指導が不適切であるということが発覚する最初の要因として、外部からの申出があるということが想定されないわけではないとは思いますが、基本的には外部の方との調整が不十分であるというよりは、児童生徒に対する指導がどうかということが主になってくると考える。
弥勒委員	学校の現場では先生は1人だけで、その先生の働きぶりを判定するオブザーバーのような別の先生が教室の中にいるわけではないのではないか。
事務局	よく学級は閉鎖的であることが課題だと言われることもあるが、学校長は各教員がどのような指導をしているのかを具に観察し、教員と接する中で、人格や指導力についても確認することができると思う。指導している

	<p>ところを見るという機会が多い訳ではないかもしれないが、他の先生との関わり合いの中で見えてくることもあるだろうし、子どもから声が上がってくることもあろうと思う。そのような中で、学校がガバナンスを効かせていくときには、管理職がしっかり確認をして、段階的にプロセスを踏んでいくことが必要であると思う。</p>
弥勒委員	<p>近い将来、AIと画像処理が進歩していくと、カメラを設置して音声を記録することで、学校の雰囲気や先生の指導方法が、客観的かつ自動的に判定されるような世の中が10年後20年後には来るかもしれないと想像した。</p>
池委員	<p>今後、給与にも反映されるということで、より正確でないといけないと思う。市町村教育委員会や県立高校の校長、あるいは義務教育諸学校の校長の判断によって、審査会にかけられるかどうかという状況になったときに、その人の認識・基準によって大きく違って来る可能性がある。新しく管理職になった人達に向けて、基準についての研修を行う予定はあるのか。この制度ができてから随分時間が経っているので、一定校長等に任せられたままになっている印象がある。今回規則が変わるにあたって、改めて細かい基準を周知する機会があるのかどうか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今回の改正のことはもちろんであるが、毎年度この制度については周知をしている。課題を要する教職員の校内研修に関する実施要綱や、研修の実施に関する通知を4月頃にしている。加えて、改善研修の申請の手続についても、例年12月頃に通知をしている。今回、改正をするので、趣旨が伝わるようにしっかり周知をしていきたいと思っている。</p>
小田委員	<p>改正内容の指導改善研修は1年以内を期間として実施するが、今回の改正で延長に当たって認定を経ないということになっているが、終わりはどのように判断されるのか教えていただきたい。</p> <p>以前、この研修を受けている教員は非常に少ないと聞いたが、現状としてどれくらいの教員がいらっしゃるのか。また、どれくらいの教員が復帰しているのかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>延長の期間については、これまで1年を超えない範囲でまず実施をし、最長で最初から起算して2年までの間で延長できるようになっている。その際、認定をするかどうかということが今回変わるわけであるが、どちらにしても期間は定める。延長する場合、認定は行わないが、延長実施をするという判断をするので、延長した後の終期がいつなのかということは、延長する時点で定めることになる。最終的な期間において、その期間が到来した時に、そのくらい改善されたかという認定を行うという過程に</p>

<p>小田委員</p>	<p>なる。</p> <p>実績であるが、実際のところ直近で指導改善研修を受講した者がいたのが、平成 29 年度で 2 名いる。平成 20 年度に給特法の改正によって、この制度が創設され、そこから平成 29 年度までに累計 21 名が受講しているが、平成 29 年度以来今日までの間には、この対象になった者はいないという状況である。</p> <p>受講者がいないことは良いことだと思うが、今後、指導を要するような教職員になる前に、未然防止をするということが必要だと思うので、それは先生だけではなくて、管理職の先生とか周りの先生の意識を向上させるということも大事だと思う。池委員が言われたように、基準についての周知の機会も重要であるし、不祥事防止とも絡むと思うので是非よろしくお願ひしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>まさに小田委員がおっしゃるとおりであると思っていて、子どもたちに対する関わり方として、不適切な関わり方や愛と信頼関係のない関わり方を根絶しなくてはいけないということは、教育長のもとで一丸となって、私どもも考えている中で、教員それぞれのこともあるが、管理職が学校の中で、いかにリーダーシップをとって、子どもたちに対する関わり方の範を示していくかが大事だと思う。指導改善研修に関わらず、教職員の資質や、関わり方や心がけ、意識といったものを向上していくような研修を充実させていく必要があると考えている。</p>
<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第 1 号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 2 号 博物館の登録に関する議案

(生涯学習課)】

- 生涯学習課長 説明
- 質疑

<p>小田委員</p>	<p>以前に登録すると色々な優遇措置があるとお聞きしており、それはとても良いことだと思う。のいち動物公園であるが、大学の授業でもよく活用させてもらっている。教育にも熱心に取り組まれていて、小学生が遠足などで来園したときに、動物に関するクイズなど、興味深く学ぶことができるような工夫がされており、非常に良い施設だと思う。何年前にトリップアドバイザーで上位になって、高知の大事な財産だと思う。是非、のいち動物公園だけでなく牧野植物園もそうであるが、もっと教育で活用したら良い。それが理数教育の充実に繋がっていくと思う。せっか</p>
-------------	--

事務局	<p>く素晴らしい施設が高知にあるので、教育資源として是非活用していただきたいと思う。子どもたちの体験学習の機会として後押しできるような事業などもあれば良いと思う。</p> <p>もう1つは、交通のアクセスがもっと良くなれば良いと思う。教育委員会の範疇ではないが、高知駅から直接のバスが出るなどして、交通の利便性も上がれば良いと思う。</p> <p>おっしゃるとおり、ホームページで色々な情報が得られるようにはなっているが、リアルに体験できるということで、価値の高い施設だと思っているので、周知含め活動の促進を図っていきたいと思う。</p> <p>交通の便についても、所管課に意見を伝えて対応を考えていただくようにする。</p>
弥勒委員	<p>例えば、自分が若い頃はボーイスカウトやガールスカウトといった活動があって、学校の勉強だけではなくて、違う世代の人たちとの触れ合いという意味で、コミュニケーション力向上の良い機会になるという話も聞いたことがある。つまり博物館の存在は、好奇心をかき立てるとか、幅広く自然のことや歴史を知るといった、学校の読み書きそろばん以外の部分で、大きなことを学べる財産だと思う。</p>
森下委員	<p>みなしの施設がまだまだ多いが、順次、移行していく予定があるのか。例えば、牧野植物園もまだみなしになっているが、牧野植物園の科学の実験室のようなどころへ行ったことがあるが、保育園児もいた。色々な学習の施設があると思ったが、まだみなしになっているので、どのような計画なのかを教えていただきたい。</p>
事務局	<p>登録の施設は再登録が進んでいるが、みなし指定の施設がまだだいぶある。今はそれぞれの設置者において、指定のままにするのか、登録にするのかを検討した上で、審査会が分かれているので、どちらに付けるかということは検討している状況である。先ほどご指摘のあったものについても、まだ決定がされてない状況で、引き続きどちらがそれぞれの設備でふさわしいかを含めて、各所管課と協議を重ねていきたいと思っている。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第2号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第3号 教職員の人事議案 (小中学校課・高等学校課・特別支援教育課)】  
○小中学校課長・高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	<b>【非公開議案】</b>
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 事務局職員の人事議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

	<b>【非公開議案】</b>
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第4号

原案どおり議決